

奈良先端科学技術大学院大学マテリアル研究プラットフォームセンターの運営に関する規程

令和4年11月24日  
規程第 4 号

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良先端科学技術大学院大学マテリアル研究プラットフォームセンター（以下「センター」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(センター長)

第2条 マテリアル研究プラットフォームセンター長（以下「センター長」という。）は、センターの業務を統括する。

(組織)

第3条 センターに、マテリアルデジタル研究推進部門、マテリアルファシリティー共用部門、連携推進部門を置き、それぞれ教員及び一般職員で構成する。

2 前項に規定する各部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) マテリアルデジタル研究推進部門にあつては、研究環境のデジタル化、遠隔化及び自動化によるマテリアル分野の研究推進並びに研究データのプラットフォーム形成
- (2) マテリアルファシリティー共用部門にあつては、設備の整備及び共用化推進並びに持続的な技術支援体制の整備
- (3) 連携推進部門にあつては、設備共用の拡大に向けた設備の可視化、ニーズの把握及びユーザーネットワーク等の構築並びに先端的な研究技術及び共用設備を産官学の多様な利用者に提供する事業の推進

(部門長)

第4条 前条に規定する各部門にそれぞれ部門長を置き、学長が指名する者をもって充てる。

2 部門長は、それぞれの部門に係る業務を掌理する。

3 部門長の任期は、1年とし、再任されることができる。ただし、部門長の在職する期間は、当該部門長を指名する学長の在職する期間を限度とする。

(マテリアル研究プラットフォームセンター運営会議)

第5条 センターに関する重要事項を審議するため、センターにマテリアル研究プラットフォームセンター運営会議（以下「運営会議」という。）を置き、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) センター長

- (2) 先端科学技術研究科長
  - (3) 物質創成科学領域長
  - (4) 前条に規定する各部門長
  - (5) その他センター長が必要と認める者
- 2 運営会議に議長を置き、センター長をもって充てる。
  - 3 議長は、運営会議を主宰する。
  - 4 議長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員が、その職務を代理する。
  - 5 議長が必要と認めたときは、第1項に規定する委員以外の者を出席させることができる。
  - 6 運営会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
  - 7 運営会議の議事は、出席委員の過半数の賛成をもって決する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年1月1日から施行する。